

2026 年 10 月 9 日

摂南大学

本学に入学を希望される皆様へ

「こども性暴力防止法」の施行に関するお知らせ

2026 年 12 月 25 日から、「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」が施行されます。

この法律は、児童対象性暴力等を防止するため、こどもに対して教育・保育等を行う学校、保育所等の設置者・事業者に対し、性暴力防止のための必要な措置を講ずることを求めるものです。

本学においても、教員免許状の取得を目的とした教育実習等、こどもと接する実習に参加する学生については、本法律に基づく対応が必要となる場合があります。

【こども性暴力防止法に関する留意事項】

- 教育実習等の実習計画において、こどもと一対一になることが予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習等であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについての最終的な判断は、実習等を実施する学校（幼稚園を含む）や保育所などが行います。
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁への戸籍等の提出が必要となります。
- 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習等を行うことはできなくなります。
- 制度の詳細は以下の web ページをご覧ください。

こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

【本学の対応】

- 入学後の適切な時期に、「こども性暴力防止法」の内容および留意事項を理解したことを確認するため、同意書および「性犯罪の前科がない」旨の誓約書の提出をお願いする予定です。
- 性犯罪前科がある場合は、実習ができないことにより、資格を取得できなくなる可能性があります。

問い合わせ先：

摂南大学 教職支援センター